平成２８年（フ）第５号
茨城県日立市多賀町１丁目３番８号
債務者　佐川美智子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第３号
長野県中野市大字竹原520番地１
債務者　久野　治代
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２号
神戸市長田区東尻池町７丁目５番12―３号
債務者　藤田百合子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７号
神戸市須磨区西落合７丁目３番71―402号
債務者　谷中　大士
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３号
神戸市垂水区学が丘６丁目１番36―214号
債務者　横引タミヱ
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７号
神戸市垂水区狩口台１丁目14番301号
債務者　森岡　弘子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５９号
兵庫県三木市大村1119番地　プラティークレーブⅣ102号
債務者　髙木　　良
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２号
神戸市垂水区高丸７丁目７番17号　リーガルアパート102号、従前の住所沖縄県国頭郡今帰仁村字兼次538番地42
債務者　田峰　博志
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目11番１―416号
債務者　辻　　邦子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第８８０号
広島市安佐北区亀山西２丁目９番31号
債務者　岡野　玲子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２号
福岡県八女市馬場926番地１　県営花宗橋団地８棟204号
債務者　平野　雪絵（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第１０号
福岡県田川市大字伊田2736番地１　三井伊田三井伊田団地25―１―２
債務者　奥永　菊吉
1　決定年月日時　平成28年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第２９３号
長崎県長崎市高尾町29番17号　山田アパートＡ―１号
債務者　徳久　真弓
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
長崎県長崎市茂木町366番地３
債務者　松本眞由美
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９号
長崎県長崎市出雲１丁目３番10号
債務者　山口　茂義
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６９号
熊本県荒尾市平山2248番地53
債務者　坂本幸大郎
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第８９号
宮城県大崎市三本木字大谷２番地　Ｋフラッツ101号
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係